

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2014

月刊

中小企業レポート

10

No.455

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

今から準備、雇用関係制度の改定について
～パートタイム労働法の改正等～





お使いみち自由で、暮らしを彩る。



フリーローン プライベート ベスト

所得証明書・見積書 不要

ご融資利率[保証料込]*固定金利



最優遇金利
年 **6.4%**
通常金利 年 7.8%



最優遇金利
年 **8.4%**
通常金利 年 9.8%



最優遇金利
年 **12.4%**
通常金利 年 13.8%

※保証会社の審査により、「コース1」、「コース2」、「コース3」のいずれかとなります。
※平成26年10月10日現在

ご融資金額 **10万円以上300万円以内**(1万円単位)

(個人事業者向けフリーローン「パーソナルベスト」との合計で300万円以内とさせていただきます。)

ご融資期間 **6ヵ月以上7年以内**

■ご利用いただける方／①満20歳以上完済時満75歳以下で、安定継続した収入がある方②株式会社クレディセゾン[®]の保証が受けられる方■お使いみち／自由(事業性資金及び旧債返済資金は除く)■担保・保証人／不要■ご返済日／毎月7日■ご返済方法／①元利均等毎月返済②元利均等ボーナス併用返済

※店頭またはホームページでご返済額を試算いただけます。※金利は金融情勢により変更となる場合があります。※お申込時ではなく、お借入時の金利が適用となります。

※審査の結果、ご融資できない場合がございます。

お取り引きに応じて最大 年 **1.4%**金利優遇いたします。

※お取り引き内容につきましては、店頭またはホームページにてご確認ください。



長野県信用組合 **けんしん**

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2014

10

No.455

-
- 2 **特集**
今から準備、雇用関係制度の
改定について
～パートタイム労働法の改正等～
-

- 6 **信州の里山紹介**
王ヶ鼻（松本市）
-

- 8 **好機逸すべからず**
～採択企業の取り組み事例紹介～
株式会社シナノ（佐久市）
株式会社協和精工（高森町）
-



《王ヶ鼻：松本市》

日本で一番美しい高原ということから名付けられたと言われる「美ヶ原高原」。中でも王ヶ鼻山頂からは松本市内、南・中央・北アルプスの景色が眺められます。

山頂には多くの石仏や「神の椅子」と呼ばれる大岩があり、恋人同士で訪れると恋が成就するという言い伝えがあります。

表紙写真提供：長野県自家用自動車協同組合
常務理事 中嶋 豊 氏

特集 今から準備、雇用関係制度の改定について ～パートタイム労働法の改正等～

応援します！
がんばる中小企業。

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。また、障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます。今から対応のための準備をするようおすすめします。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大〈法第9条〉

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

【正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲】

〈現行〉

- (1) 職務の内容が正社員と同一
- (2) 人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3) 無期労働契約を締結している



〈改正後〉

- (1) (2) に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止される

例えば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者が、職務の内容も人材活用の仕組みも正社員と同じであるにもかかわらず、正社員には支給されている各種手当の支給対象となっていない場合には、改正後は、正社員と同様に支給対象となることが考えられます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設〈法第8条〉

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

(3) 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に〈施行規則第3条〉

「通勤手当」という名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める必要があります。

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

(1) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設〈法第14条第1項〉

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければなりません。

パートタイム労働者から説明を求められたときの説明義務（法第14条第2項）と併せて、パートタイム労働者が理解できるような説明をしていく必要があります。

【雇入れ時の説明内容の例】

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるかなど

【説明を求められたときの説明内容の例】

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか（または、なぜ使えないか）
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか など

（2）説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止〈指針第3の3の（2）〉

パートタイム労働者が法第14条第2項に基づく説明を求めたことを理由に、不利益な取扱いをしてはなりません。不利益な取扱いを恐れて、パートタイム労働者が説明を求めることができないことがないようにすることが求められます。

（3）パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設〈法第16条〉

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

【相談に対応するための体制整備の例】

相談担当者を決めて対応させる、事業主自身が相談担当者となり対応する など

（4）相談窓口の周知〈施行規則第2条〉

パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」*が追加されます。

※相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など

【文書などによる明示事項】

〈労働基準法で義務付けている項目〉

- ・契約期間、仕事の場所・内容など

〈パートタイム労働法で義務付けている項目〉

- ・昇給、賞与、退職手当の有無
- ・相談窓口

（5）親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇などについて〈指針第3の3の（3）〉

パートタイム労働者が親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由に、解雇などが行われることは適当ではありません。

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

（1）厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設〈法第18条第2項〉

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣は、この事業主名を公表できることとなります。

（2）虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設〈法第30条〉

事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

パートタイム労働法の改正については、「パート労働ポータルサイト」でも情報を提供しています。

パート労働ポータルサイト

検索

(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)

改正パートタイム労働法説明会のご案内

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。長野労働局雇用均等室では、次のとおり説明会を開催しますので、多くの皆様方のご参加をお待ちします（参加費 無料）。

- 11月26日（水） 長野会場 ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）小ホール
 - 11月28日（金） 佐久会場 佐久勤労者福祉センター 第5会議室
 - 12月2日（火） 諏訪会場 諏訪市文化センター 第一集会室
 - 12月4日（木） 伊那会場 伊那文化会館 小ホール
- ※開始時刻 13：30～（2時間程度を予定しています。）

【お問い合わせ・申込先】

長野労働局雇用均等室

〒380-8572 長野市中御所1-22-1 TEL.026-227-0125 FAX.026-227-0126

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

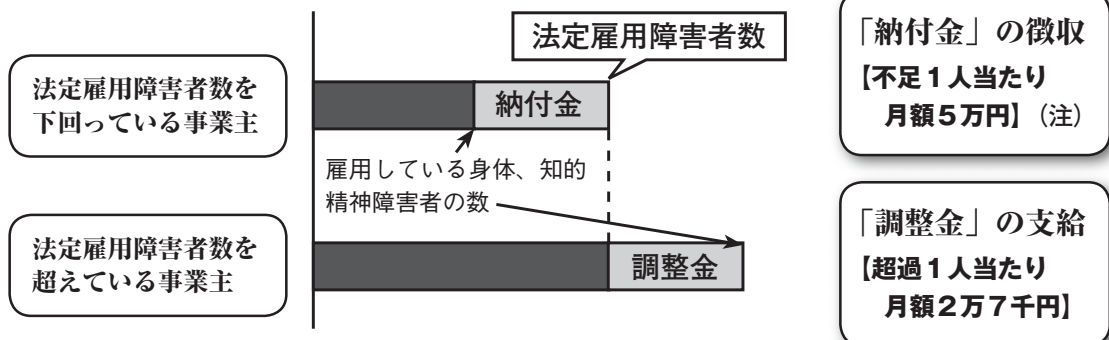
～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～

※障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者雇用水準を引き上げることが目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金（「調整金」）、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

適用対象になると



平成28年4月から、前年度（平成28年度は平成27年4月から平成28年3月まで）の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

（注）一定期間、納付金の額が1人当たり月額「5万円」から「4万円」に減額されます。

◇障害者雇用納付金制度の詳細についてお知りになりたい場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ（<http://www.jeed.or.jp/>）をご覧ください。長野高齢・障害者雇用支援センター（電話：026-269-0366）にお問い合わせください。

教育情報事業の 重要性について

中小企業組合士 朝間 庸介
(行政書士、登録2級建設業経理士)



事業協同組合の原点は、「相互扶助の精神」である（中協法第1条）。人間の本能は「自己中心」にあるが、人間の理性の発露が「相互扶助」である。特に経済的に弱い立場にある中小企業者は、本能の赴くままである自己中心では、この経済社会を乗り切っていくことができないので、人間の理性を発揮して、お互いに協力しあう中でこの経済的難局を打開していこう、というのが中協法第1条の趣旨である。

事業協同組合の黎明期のロッヂデール開拓者組合は、事業協同組合の9つの基本原則を確立したことで有名であるが、その第3番目に「組合員の教育に力を注ぐこと」を表示した。それは、つまるところ常に「相互扶助の精神」を教育していかなければ、すぐに人間の本能である「自己中心」に戻り、その結果力の強い人に負かされてしまい、いつまでも弱い立場から脱出できないことを熟知した結果でもあった。

この教育情報事業の重要性は現行の中協法にも具体化されている。即ち中協法第58条4項では「教育情報事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければいけない」と定めている。これは前年度の剰余金の少なくとも5%は、翌事業年度に組合員のための教育情報事業として使わなければいけない、という表明である。また、税務当局も教育情報事業の重要性について理解を示してくれていて、次のような通達を出している。「教育情報事業に充てるための賦課金であって、賦課の際に他の賦課金と区別して徴収しており、かつ、事業が翌事業年度に繰り越された場合には、法人税法上当該賦課金を仮受経理することにより当該事業年度の益金に算入しないことができる（法人税基本通達14—2—9）。

教育情報事業としては、経営管理や生産管理、財務管理等々の研修も重要な内容ではあるが、その中でも組合員に対する相互扶助精神普及の教育情報事業については事業協同組合の原理原則であり、常に継続して学習していかなければならないことを改めて認識してほしいと思っている。

美ヶ原高原はJR松本駅東口に立つと正面に見える山です。平均1,800mの標高をもつ平坦な台地ですが、縁には2,000m級の山もあります。標高が低い割には高山植物が多く生息できる環境にあり、それが特徴でしたが、近年はニホンジカの増殖により食害を受けています。

松本市街から車で1時間ほど上ったところに自然保護センターと売店兼食堂、それに山岳地には珍しく大きくて清潔な水洗便所と駐車場があります。駐車場脇には環境保護を目的とした電気自動車普及のため、無料の充電スタンドが2基あります。



板状節理

松本市街から見える王ヶ鼻(2,008m)は御嶽山の修業地であったといわれ、山頂には石像が数体ありますが風化がすすみ宗教的な雰囲気はどこにもありません。

駐車場から王ヶ鼻までは徒歩20分で行けます。頂上付近には板状節理(ばんじょうせつり)といって板状の岩が幾重にも重なり合っています。これらの岩の隙間に咲く高原植物の花々を見るのも素敵な体験になると思います。

晴れた日の景観は眼下に松本市を眺めながら、目をあげれば右手に北信五岳、正面に北アルプス、左手に木曽、甲斐の山の連なりを一望でき、それらの中から富士山や御嶽山が顔を出しています。

美ヶ原とは近代的な呼び名ですが、江戸時代にはすでに「うつくしがはら」といわれており、遠く平安朝より牧場として活用されていました。現在も高原の大半は牛の放牧場ですが、荒々しい岩山と、牧歌的な草原を20分歩くだけで味わえることは、忙しい現代人の余暇利用に最適と思われます。



信州消防防災設備協同組合
理事長 秋山 泰則 氏



映画・ドラマの撮影地としても近年注目されている山です。春から夏にかけレンゲツツジ、ヤマハハコなどの花が、夏から秋にかけマツムシソウ、ダイモンジソウなどの花が咲き、秋にはコケモモの真っ赤な実が見頃を迎えます。

王ヶ鼻 (標高2,008m)



マツムシソウ



ダイモンジソウ

王ヶ鼻 への 行き方

- ・中央自動車道梓川SA(ETC専用)より松本トンネル有料道路(国道254号線)を通り、美ヶ原スカイライン(県道62号線)に入る。所要時間:約1時間20分
 - ・松本駅前よりアルピコ交通バス「美ヶ原高原美術館」(運行日に注意)所要時間:約1時間40分
- ※毎年11月25日前後より周辺道路は冬期閉鎖のため自動車の通行ができなくなりますのでご注意ください。

新規高等学校卒業者の 就職枠拡大についてのお願い



平成26年9月8日、長野県高等学校長会 田中正吉会長、堀金副会長、倉田就職対策委員長ほか3部会長など計8名の方が本会を訪問され、標記についての依頼を佐々木専務理事に手渡されました。

平成27年新規高等学校卒業者の企業の選考・内定は9月16日より始まりましたが、求人数は前年同期に比べ39.8%増加したものの、求人倍率は0.99倍に留まっています（平成26年7月末現在：長野労働局8月29日発表より）。

会員各位におかれましては、長野県の将来を担う若者の就職枠拡大と就職促進について、より一層の更なるご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

ながの共済
傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから！

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで！

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

創業以来一貫して「支える技術」を追求。
各種ポールで健康とWalking Lifeを支える。

ポールウォーキングはここから

シナノは、国内トップシェアを誇るスキーポールをはじめとする各種ポールの企画開発から製造・販売まで一貫して行うメーカーです。



ポールウォーキング

スキーブームが最盛期を迎えた1990年代前半。年間約100万組もの生産量を誇り、国内シェア約3割。現在も国内シェア約4割を占める。



スキーポール

ところが、バブル崩壊とともにスキーブームにも陰りが。スキーポール生産量は14～15万組程度まで落ち込んだ。経営不振にあえぐ中で、創業以来一貫して追求する「支える技術」を生かして取り組んだのが、歩行補助杖の生産でした。「当社の強みは、握りやすさを考え、強度を考え、身体を支えるポールの技術。そのノウハウを応用しました」と柳澤光宏社長。

高齢化社会に対応した歩行補助杖の生産をきっかけに、同社はより「健康」を意識した商品の開発に取り組みます。着目したのがノルディックスキークの夏期トレーニング用具として使われていたポール。長野市の整形外科医の協力のもと、健康志向に適った日本人ならではの使い方を徹底的に追求し、2007年「ウォーキング専用ポール」を発売しました。商品が知られるようになるにはさらに2年ほどかかりましたが、今ではポールウォーキングを楽しむ人は全国に広がっています。

「安全」なものづくりが高く評価

同社のポールは、シルクスクリーン印刷によるデザイン性の高さが特徴。歩行補助杖は、伝統工芸「真田ひも」をストラップに使用したり、金沢の金箔業者とコラボレーションするなど、高級志向の商品づくりで差別化を図っています。

同社はさらにファッション性の高い商品づくり

と合理的な生産体制をめざし、ものづくり補助金を活用して短尺専用塗装機を導入しました。短いシャフトを組み合わせる折り畳み可能なポールは従来、長いシャフトを印刷し最後にカットしていましたが、これで短尺塗装に対応。工程が合理化できる上、さらにデザイン性豊かな塗装が可能になりました。

一方、同社は2013年「製品安全対策優良企業表彰」（経産省）で「商務審議官賞」を受賞。「安全」なものづくりが高く評価されています。

若きリーダー、柳澤社長に今後の展開を聞いてみました。

「ブランドの確立が重要であり、それぞれの商品ブランドごとに戦略を立てていく必要があります。例えばウォーキングポールは何かと組み合わせて健康増進を図るなど、ものづくりにとどまらないトータル的なプロデュースが必要になってき



短尺専用塗装機

ます。いろいろな企業とのコラボレーションも増えてきたので、さらに面白い展開ができると思いますよ」



株式会社シナノ

代表者 代表取締役社長 柳澤光宏
創業 1919（大正8）年
資本金 9,900万円
本社 佐久市岩村田1104-1



TEL.0267-67-3321 FAX.0267-67-3326
事業内容 杖・ステッキ、スキーポール、トレッキングポール、ウォーキングポールの製造・販売、レジャー用品の輸入・販売、FRP複合引抜材の製造・販売

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.26

株式会社協和精工（高森町）

電磁ブレーキ、精密部品・ユニットで世界に挑戦。
社員一人ひとりが成長する自立型企業をめざす。

摩擦板の研究開発にも取り組む

協和精工は、電源を切ることでもーターの回転を止める、電磁マイクロ・クラッチ・ブレーキの開発・製造メーカー。そのほとんどが顧客の求めに応じてオーダーメイドするオリジナル製品です。



電磁マイクロ・クラッチ・ブレーキ

負作動ブレーキは、サーボモーターなどに内蔵させたり、ロボットやマシニングセンターなどに組み込まれ、保持用および非常停止用ブレーキとしてなくてはならない部品。産業用ロボット、自動化機器、OA機器から電動車イス、医療機器など、加工精度や安全のため、精密かつ信頼性の高い動きが求められる機器に搭載されています。

同社が電磁マイクロ・クラッチ・ブレーキの開発・製造を手がけるようになったのは、10年ほど前から。それまで下請けとして製造を担っていましたが、親会社とその事業から撤退。会社の将来を見据え、技術導入を図りました。

現在同社で取り組んでいるのが、電磁マイクロ・クラッチ・ブレーキの心臓部とも言える摩擦板の自社開発。ものづくり補助金を活用し、若手技術者を中心に素材選択から研究開発に取り組んでいます。「高い性能が要求され、数も出ないので国内ではほぼ一社独占。開発をスタートして、まずこんなのはできないと思いました」と堀政則社長。

きっかけは東日本大震災の時、一時的に供給がストップしたこと。自社開発できれば会社の大きな強みになると挑戦。大学、研究機関、メーカーなどの力も借り、ようやく目標とするレベルを実現するまでに至っています。

「いい会社をつくろう」を理念に

もう一本の柱が、医療機器、半導体分野の精密部品加工。

部品単体だけでなく、ユニット化にも力を入れ、

海底地震・津波計、航空機用油量インジケーターなどの心臓部を構成する製品を手がけています。また脳腫瘍手術用の顕微鏡を固定するアームに



摩擦板開発のために導入した3次元測定機

搭載されるブレーキ・ユニットはヨーロッパの顧客に納入するなど、国際的にも高い評価を受けています。今後さらに技術者を育成し、製品設計から手がけられる開発型企業をめざしています。

同社の企業理念は「いい会社をつくろう」。障害者雇用にも力を入れ、現在6人ほどが製造現場などで活躍しています。

「その人の個性を認めるという点では健常者も障害者も同じ。それを見極め、周囲が気をかけて根気よく指導していくことが大事。そういう気持ちを持った人の集まる会社になりたい」と堀社長。そしてこう続けます。「自分たちの意思でものづ



工場内

くりができる自立型企業として、一人ひとりが成長し自立していく。そんな会社をめざしています」。

株式会社協和精工

代表者 代表取締役 堀 政則

創業 1966（昭和41）年7月

資本金 3,500万円

本社 下伊那郡高森町下市田1514-1

TEL.0265-35-2421 FAX.0265-35-7788

事業内容 負作動ブレーキの開発・製造、精密機器部品加工・組立

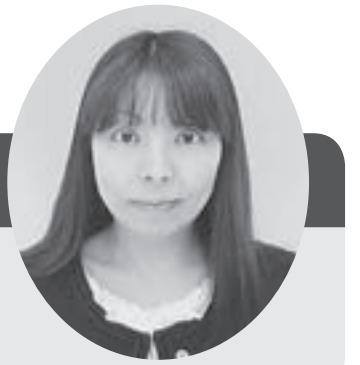


How To 労務管理



特定社会保険労務士

中村 光子 氏



社有車を使用するときの 労務管理について

業務に車を使用している企業も多いと思います。今回は、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（通称「自動車運転死傷行為処罰法」）が平成26年5月20日から施行されたことに関連して、①自動車運転死傷行為処罰法の内容、②社有車を使用する企業の労務管理上の対応方法についてまとめてみました。

1. 「自動車運転死傷行為処罰法」とは

今まで、悪質な運転により死傷事故を起こしても刑法の「危険運転致死傷罪」を適用されないケースが多かったことから、刑法に規定されていた「危険運転致死傷罪」と「自動車運転過失致死傷罪」が削除され、「自動車運転死傷行為処罰法」に移行されました。これにより危険運転致死傷罪の適用対象の追加や新設、罰則の強化等が行われています。主な追加・新設等は次のとおりです。

- ①危険運転致死傷罪の適用要件に「通行禁止道路（スクールゾーンなど）の危険運転」を追加
- ②てんかん、統合失調症などの病気等の影響により死傷事故を起こした場合にも「危険運転致死傷罪」を適用
- ③飲酒運転事故等で逃げた場合には、「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（新設）」を適用
- ④無免許運転で悲惨な事故を起こした場合には刑を過重

2. 労務管理上の対応方法

業務上で起きてしまった交通事故については、企業は使用者責任を問われてしまいますので、事故を防ぐための未然防止対策が必要です。企業で行う対応方法の一例です。

- ①飲酒運転を防ぐためのアルコールチェッカーの使用
業務で車両を使用する社員に対し、運転前にアルコールチェッカーで残酒の確認をする。
- ②運転適性を確認するための書類提出
業務や通勤で車両を使用する社員に対し、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（事故歴が把握できる）や、加入している任意保険（対人、対物、搭乗者等の保険）の書類を提出させ、適性を確認する。
- ③病気の影響による事故を防ぐための確認
採用時、また定期的に、既往歴、薬の使用の有無、てんかん・低血糖など病気の影響で運転に支障が出るおそれがないか、口頭または書面にて確認する。
- ④その他
危険運転の防止対策に、社有車にドライブレコーダーを搭載する。

以上、一例をあげてみましたが、スムーズな運用にはぜひ規定を整備することをお勧めします。

信州大学経営大学院・長野県信用保証協会共同公開講座 信用保証協会経営セミナーを開催します

信州大学経営大学院と共同で中小企業の皆さまや関係機関の皆さまを対象とした「信用保証協会経営セミナー」を以下の日程で開催します。

大勢の皆さまのご参加をお待ちしております。

会 場		開 催 日 時	定 員
長 野	メルパルク長野	平成26年10月21日(火) 14時00分～17時00分 (受付開始13時30分)	80名

内 容

<長野会場>

◆講演 「円滑な事業承継 その日へ向けて」

講師：信州大学経営大学院 特任教授 大野 雄三 氏

◆講演 「近年における税制など諸法制の改正を踏まえた事業承継対策の検討」

講師：三井住友信託銀行 プライベートバンキング部
企業財務コンサルタント 伊波 有顕 氏

主 催：長野県信用保証協会・信州大学経営大学院

後 援：長野県中小企業団体中央会・長野県経営者協会・長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会・長野県中小企業振興センター
長野県事業引継ぎ支援センター・長野商工会議所

参加費：無料

※事前申込が必要です（定員になり次第締め切りとさせていただきます）

お申し込み・お問い合わせ先



長野県信用保証協会

総務部企画情報課

TEL：026-234-7680 FAX：026-233-5030 E-mail：kikaku-joho@nagano-cgc.or.jp

rooms29に出展しました



9月9日から11日まで、国立代々木競技場第一体育館（東京都）において、展示会「rooms29」が開催されました。

本会は「長野県しあわせ信州創造プラン」に基づき、「地域人づくり事業」を長野県から委託され、その一環として長野県伝統工芸品産業振興協議会所属産地のPR活動と販路開拓支援のため、「長野もの・信州もの」と銘打ち出展しました。

開催期間中は、来場者が長野県内の伝統技術を活用した工芸品に興味深そうに眺めていました。中でも、「松本箒^{ほうき}」の製作実演が目を引き、多くの人が足を止め、産地の職人の話を熱心に聞いていました。

また、引き合いも確保でき、今後の商談と取引につながることを期待しています。

●出展産地（9団体）

木曽漆器・奈良井の曲物・松本箒（ほうき）・信州紬・農民美術・飯山仏壇・内山紙

●全体来場者数 18,000人

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行のETCコーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

法人会員のETCカードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ORSE

財団法人
道路システム高度化推進機構
登録番号 第0448-022764号

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは

（協）長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

合同就職面接会開催報告！

長野県中小企業団体中央会（以下「中央会」）は、若手人材を地域中小企業の戦力にするため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」に取り組んでいます。この事業の一環で長野市と松本市において平成27年3月卒業予定の学生及び卒業後概ね3年以内の未就職者（以下「学生等」）を対象に、合同就職面接会を開催しました。

9月16日（火）に長野市のホテルメトロポリタン長野において開催しました。中央会会員企業68社が参加し、学生等の来場者数は181名でした。

続いて、9月18日（木）に松本市のホテルブエナビスタで開催。中央会会員企業は43社、学生等の来場者数は106名でした。

学生等は相変わらず事務職への期待度が高く、人手不足感が顕著になっている建設業は、厳しさが続いています。

中央会が昨年同時期に開催した合同就職面接会と比較しますと、参加企業は、長野が8社増、松本は2社減。一方、学生等については、長野が昨年の52.9%、松本は46.9%で両会場とも大幅減となりました。大手の先行買い込みに加え、県内企業の求人増が内定者の増加に結びつき、この時期の未就職学生等の減少となったものと推察されます。

一方、求人が増えていることを反映してか、いまだ「就活に真剣に取り組まない学生が多い」とのハローワーク関係者の見方もあります。

引き続き、下表のとおり、合同就職面接会を開催しますので、学生等とのマッチングの機会としてご利用をお願いします。

【今後の予定】

場 所	開催日	特 記
長野市 メルパルク長野	平成26年10月31日（金）	ハローワークと共催
松本市 ホテルブエナビスタ	平成26年12月15日（月）	〃
長野市 ホテルメトロポリタン長野	平成26年12月24日（水）	中央会主催

【お問い合わせ先】

長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F

TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

人材確保・定着支援事業ホームページ

長野県中央会 人材

検索



長野会場



松本会場

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

・・・全国において集中的な適用促進活動を展開します。・・・

長野労働局 総務部労働保険徴収室

☆ 適用促進活動の趣旨

○労働保険の適用促進につきましては、厳しい経済情勢の影響もあり、依然として相当数の未手続事業所が残されているのが現状です。こうした未手続事業の解消は、

- ①労働保険制度の健全な運営
- ②費用の公平負担
- ③労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であり、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため、国は「未手続事業一掃対策」を推進しています。

○11月1日から30日までの1ヵ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業の一掃を主要課題と位置付けて、全国において集中的な適用促進活動を展開することとしています。

☆ 労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称であり、事業主は、社員・嘱託社員・パート、アルバイト等労働者を一人でも雇用していれば、労働保険の加入手続を行わなければなりません。(国の強制保険制度)



貴社におかれましては、関連会社、取引事業場、構内下請事業場等で労働保険の未手続事業がありましたら、速やかに加入手続をとられるようご指導の程よろしくお願いいたします。



また、未手続事業所に関する情報がございましたら、労働局もしくは最寄りの監督署、職業安定所にご提供ください。ご提供いただきました情報は加入促進に役立たせます。

◎**労災保険**とは、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎**雇用保険**とは、労働者が失業した場合及び労働者の雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発その他労働者の福祉の増進を図るための各種助成金等の支給も行っています。

◎**事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない期間中に、**事故が発生した場合、労災保険給付に要した費用の全部（100％）又は一部（40％）を徴収される場合があります。(費用徴収制度)

◎**中小事業主が労働者と同様に労災保険の給付を受けることを希望する場合には、**労働保険事務組合に事務委託することにより、その適用を受けることができます。(特別加入制度)



ご存じですか？

長野県中央会の共済制度



Jプラン

(普通傷害保険)

従業員の業務上のケガのリスクから企業経営を守ります。個別で加入するより保険料が約59%割安*₁となります。保険料は全額損金処理が可能です*₂。

(※1) 団体割引30%、過去の損害率による割引35%、大口契約割引10%を適用しています。

(※2) 条件によっては損金処理できないケースもあります。詳細については税理士または税務署にお問い合わせください。

※Jプラン(普通傷害保険)引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

※三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



三井生命



特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

生命保険

『長野県中央会団体扱*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』

*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※記載の内容は、平成26年10月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。

※詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「退職金共済規定」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を最寄の三井生命で承っております。

	営業部	住 所	電話番号
北信	長 野	〒380-0824 長野市南石堂町1282-16	026-226-2820
中信	松 本	〒390-0811 松本市中央1-21-8	0263-35-8519
	あづみ野	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高2865-2	0263-84-0256
東信	上 田	〒386-0023 上田市中央西1-14-26	0268-24-2755
	東 御	〒389-0517 東御市県135-1	0268-64-5413
	佐 久	〒385-0043 佐久市取出町561	0267-62-0358
南信	飯 田	〒395-0086 飯田市東和町2-33-5	0265-24-4980
	諏 訪	〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1	0266-52-1356

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8

TEL:0263-34-3585

B-26-1289 (H26.9)
三井-KB-26-518

その先の夢へ
中小企業とともに。



商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

\\ 安心、確実、お得に増やす //

高めの金利設定
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利
(元本保証)

1年、2年、3年から
期間が選べる

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。

長野支店
諏訪支店
松本支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11
〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6
〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル1F

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

もう、チェックした？



長野県

最低賃金



728 時間額
円

平成26年10月1日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

長野労働局労働基準部賃金室
026-223-0555

ウェブでチェック！

最低賃金制度 検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは長野労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも退職金制度！
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。
〔お問合せ先〕勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

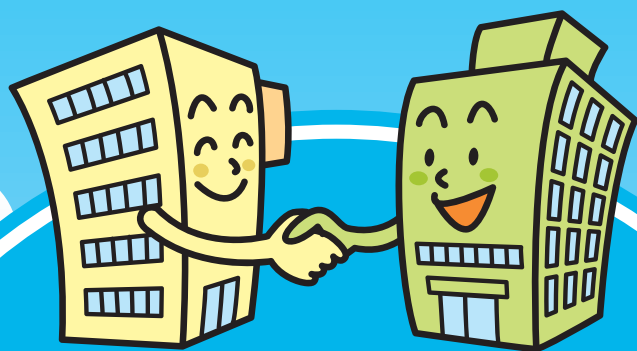
中小企業レポート
MONTHLY REPORT

2014

10

No.455

第455号 平成26年10月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



企業間の 人材マッチングを 支援しています。

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、
全国ネットを通じて、人材の確保、
従業員の再就職支援に
努めています。

全国ネットの人材情報

企業間の出向・移籍のお手伝いを47都道府県の事務所で行っています。

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業
団体と国の協力で設立さ
れた公益財団法人です。

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体
などと連携し豊富な人材
情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報の提供、相談、あっせ
んについての費用はかかり
ません。

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索

出向・移籍の専門機関／ご利用時間 9:00～17:00(土日祝は休業)



公益財団法人 産業雇用安定センター

長野事務所 〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

☎ 026-229-0555